

静岡県国民健康保険運営方針の改定（見直し）

1 概要

現行の「静岡県国民健康保険運営方針」（令和3年2月1日改定）は、2021年（令和3年）4月1日から2024年（令和6年）3月31日までを対象期間としているが、対象期間中であっても、国保の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとしている。

国から新たな方針の提示や指標の変更等がされた取組項目について見直しを行い、基本方針の一部改定を行う。

2 改定（見直し）を行う取組項目

次の3項目について見直しを行い、指標及び取組内容を改定する。

（1）第5章「3 第三者行為求償事務の強化に資する取組」

（見直しの主旨）

第三者行為求償事務の強化に資するため、目標の評価指標を、より具体的に国から示された指標に改定し、市町ごとにそれぞれの目標値達成を目指す。

（2）第7章「1 被保険者証」

（見直しの主旨）

国が示すマイナンバー保険証一本化（従来の被保険者証の新規発行の廃止）の方針に沿い、目標の評価指標を、マイナンバー保険証登録率とし、マイナンバー保険証の登録を促進する。

（3）第7章「5 市町村事務処理標準システムの活用」

（見直しの主旨）

国が進める「国保を含む地方公共団体の基幹業務に係るデジタル基盤の統一・標準化」に向けて、義務化されたシステムへの移行を評価指標とし、全35市町の確実なシステム移行を目指す。

3 市町との協議（意見聴取）

令和4年度第3回静岡県国保運営方針連携会議（令和5年1月25日開催）において、改定について市町と協議を行い、了承が得られた。

4 今後のスケジュール

令和5年3月に国民健康保険運営方針を改定し、公表する。

第5章「3 第三者行為求償事務の強化に資する取組」の見直し

(要旨)

- これまで、国の保険者努力支援制度の市町達成基準であった2つの必須指標を、県においても、評価指標として推進してきた。
- 令和3年8月に、国から、4つの新たな評価指標の設定例が示され、令和5年度の保険者努力支援制度の市町取組分で、市町達成基準として定められた。
- 県においても、第三者行為求償事務の強化を図る必要があるため、より具体的になった国の4つの新たな評価指標を取り入れることとする。

1 変更箇所

項目	変更前	変更後
(取組)	2つの指標に向けた取組を促進	4つの指標に向けた取組を促進
(目標)	<p>「必須指標の目標数値を達成した市町」の数 目標値：18/35(半数以上)</p> <p>※必須指標（2つの指標） ①被害届の自主的な提出率 ②被害届受理日までの平均日数</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">個々の指標の目標値 (提出率、平均日数、記載率)は、各市町がそれぞれ設定する。 →</p>	<p>「国が示した4指標の目標値を達成した市町」の数 目標値：18/35(半数以上)</p> <p>※4つの指標 ①被保険者による傷病届の早期の提出割合(国保適用開始から60日以内の提出率) ②保険者による勧奨の取組の効果(最初の勧奨後30日以内の提出率) ③市町村における傷病届受理日までの平均日数 ④レセプトへの「10. 第三」の記載率</p>

2 その他 「保険者努力支援制度とは」

- 保険者(都道府県・市町)における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて、国から交付金が交付される制度

<参考>

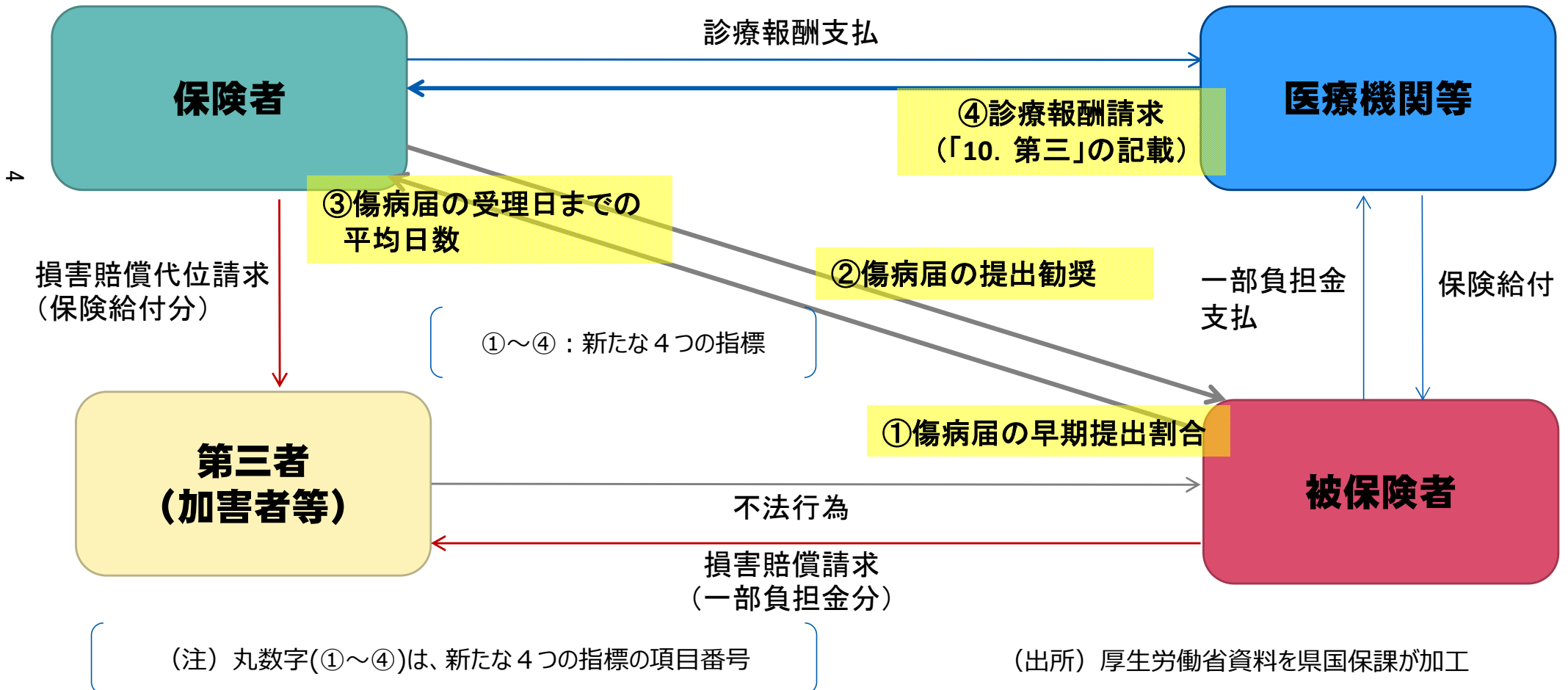
※ 「4つの指標」の説明

指標	説明
①被保険者による傷病届の早期の提出割合(国保適用開始から60日以内の提出率)	第三者行為求償事務を円滑に進めるためには、傷病届の早期提出が重要であるため、被保険者が国民健康保険の利用を開始した日から60日以内に傷病届が提出された件数の割合の増加を目標とする。
②保険者による勧奨の取組の効果(最初の勧奨後30日以内の提出率)	被保険者から傷病届が提出されない場合には、保険者が効果的な提出の勧奨を行うことが重要であるため、最初の届出勧奨から30日以内に提出される傷病届の割合の増加を目標とする。
③市町村における傷病届受理日までの平均日数	保険者による傷病届の早期の提出に向けた取組全体の効果を測るため、被保険者の国保利用開始日から保険者が傷病届を受理した日までの平均日数の短縮を目標とする。
④レセプトへの「10. 第三」(*)の記載率	医療機関等との連携を強化する観点から、提出された全ての傷病届に係るレセプトについて、その特記事項欄に「10. 第三」の記載がなされているものの件数の割合の増加を目標とする。

* 国通知により、医療機関等は第三者行為による被害に係る保険給付を行ったときは、診療報酬明細書の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。

第三者行為求償事務の概要

- 第三者行為求償事務とは、被保険者が第三者の不法行為(例:交通事故等)によって負傷又は死亡した場合に、保険者が行う保険給付と被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権とを調整し、保険者が第三者に対し損害賠償請求する法的制度。
- **給付事由が第三者行為による場合、世帯主等は保険者に傷病届を提出する義務がある。**(国保法施行規則第32条の6、他)
- 保険者は、傷病届の受理を契機として、代位取得した損害賠償請求権を行使して、第三者に対し求償を行う。
- 財政基盤の弱い国民健康保険制度を持続可能なものとしていくためには、第三者行為求償事務の取組強化は必要不可欠。



改定前		
第1章 基本的事項		
(略)		
3 対象期間等		
(略)		
(2) 策定年月日		
2017年12月27日策定		
2019年3月27日改定		
2021年2月1日改定		
第5章 保険給付の適正な実施		
(略)		
3 第三者行為求償事務の強化に資する取組		
(現状等)		
(略)		
(取組)		
県は、各市町の数値目標や取組事例を収集し、市町との情報共有を図る。また、対象となる事案の情報を有する機関に対し、市町への提供を依頼するなどにより、市町が行う求償事務の取組を支援する。		
市町は、被害届の自主的な提出率などの目標を定め、早期にかつ的確に第三者行為の事案を把握した上で、個別の求償事務に取り組む。		
国保連は、市町から損害賠償請求事務を受託するとともに、県と協力して研修会を実施するなど、市町への支援を強化する。		
(目標)		
評価指標	現状 (2018年度)	目標 (2023年度)
必須指標(※)の目標数値を達成した市町	8/35	18/35 (半数以上)
※①被害届の自主的な提出率、②被害届受理日までの平均日数 についての年度ごとの目標		

改定後		
第1章 基本的事項		
(略)		
3 対象期間等		
(略)		
(2) 策定年月日		
2017年12月27日策定		
2019年3月27日改定		
2021年2月1日改定		
2023年 月 日改定		
第5章 保険給付の適正な実施		
(略)		
3 第三者行為求償事務の強化に資する取組		
(現状等)		
(略)		
(取組)		
県は、各市町の数値目標や取組事例を収集し、市町との情報共有を図る。また、 <u>国保連と協力し、市町が行う求償事務の取組を支援する。そのため、消防、保健所等の関係機関との連携体制の構築や連携強化に取り組む。</u>		
市町は、 <u>管理職を含む担当職員が当該事務の重要性を理解し、被保険者による傷病届の早期の提出割合などの目標を定め、早期にかつ的確に第三者行為の事案を把握した上で、個別の求償事務に取り組む。</u>		
国保連は、市町から損害賠償請求事務を受託するとともに、県と協力して研修会を実施するなど、市町への支援を強化する。		
(目標)		
評価指標	現状 (2021年度)	目標 (2023年度)
国が示した4指標(※)の目標値を達成した市町	1/35	18/35 (半数以上)
※ 2021年8月に国が新たに示した4指標について、各市町がそれぞれ年度ごとの目標値を設定する。その指標は、「被保険者による傷病届の早期の提出割合(国保適用開始から60日以内の提出率)」「保険者による勧奨の取組の効果(勧奨後30日以内の提出率)」「市町村における傷病届受理日までの平均日数」「レセプトへの「10.第三」の記載率」である。		

備考 改定箇所は、下線が引かれた部分である。

第7章「1被保険者証」の見直し

(要旨)

- これまで、令和元年に法整備された「オンライン資格確認導入」について、2021（令和3）年10月の本格運用に向けて、オンライン資格確認に係るシステム導入に向けた市町の体制整備等に取り組み、2020（令和2）年度には、被保険者番号を個人単位化した新保険者証の交付を全市町で開始し、現行の評価指標の目標を達成している。
- 経済財政運営と改革の基本方針(令和4年6月7日閣議決定)において、国は、オンライン資格確認と併せて、「マイナンバーカードの被保険者証利用(マイナ保険証)」を推進し、(従来の)保険証の原則廃止を目指すこととした。
- 第1回国保運営協議会において、現行の評価指標に代え、マイナンバーカードの被保険者証利用の促進に向けた新たな評価指標の設定について、検討が必要としたため、国の方針も踏まえ評価指標を見直す。

1 変更箇所

項目	変更前	変更後（案1）
(取組)	オンライン資格確認に向けた市町の取組支援	国が示すマイナ保険証一本化の方針に沿った市町の取組支援
(目標)	オンライン資格確認の準備段階で必要な「被保険者番号を個人単位化した被保険者証を交付する市町」の数 目標値：35/35	国の方針に沿った「マイナ保険証登録率60%以上達成市町」の数 目標値：35/35

2 変更後の評価指標「マイナ保険証登録率60%以上」の設定理由

- 県内の人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率は、令和4年12月現在で、58.2%となっている。
- マイナ保険証は、マイナンバーカードに基づくものであるため、マイナンバーカードの普及次第となる。
- 現時点のマイナンバーカード交付枚数率の実績（58.2%）を踏まえ、令和5年度のマイナ保険証登録率の目標を、60%とする。

3 その他

- 国におけるマイナ保険証推進の動きは未確定であり、医療機関でのマイナ保険証対応の義務化の期限も流動している。
- 令和5年度に予定している次期運営方針改定作業においては、改めて、国の動きやマイナンバーカードの普及状況を踏まえ、検討することとする。

【参考】

○マイナンバーカード交付枚数率（R4.1.1時点人口比）

	R4.8月末	R4.9月末	R4.10月末	R4.11月末	R4.12月末
静岡県	48.0%	49.7%	51.9%	54.7%	58.2%
全国	47.4%	49.0%	51.1%	53.9%	57.1%

（総務省ホームページより）

○マイナ保険証登録率（静岡県市町国保平均）

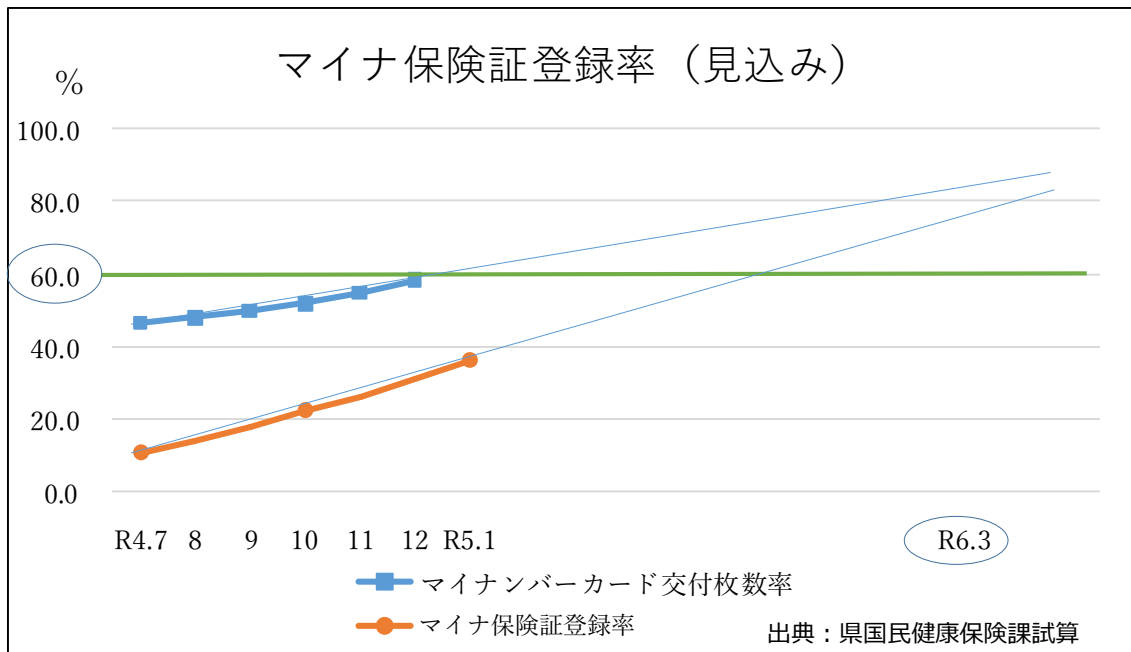
R4.7.13時点	R4.10.12時点	R5.1.11時点
10.6%	22.3%	36.2%

（国保連合会提供 最高 66.2% 最低 30.3%）

○オンライン資格確認参加医療機関率

	R4.8.28	R4.9.25	R4.10.30	R4.11.27	R4.12.25
静岡県	32.0%	34.7%	38.9%	42.0%	46.2%
全国	27.5%	29.6%	33.4%	36.3%	39.9%

（厚生労働省ホームページより）



マイナ保険証に係る国の動き

1 これまでの国の動き（法改正等）

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年5月22日公布）
 - 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設
 - オンライン資格確認の仕組みが法定化され、令和3年9月22日に開催された第145回社会保険審議会医療保険部会において、オンライン資格確認等システムの本格運用は、令和3年10月20日から開始することを決定
- 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日 閣議決定）
 - 保険医療機関・薬局でのオンライン資格確認導入の原則義務化（2023年4月から）
 - 保険者による保険証発行の選択制の導入（2024年度中を目途）
 - 保険証の原則廃止（時期未定）

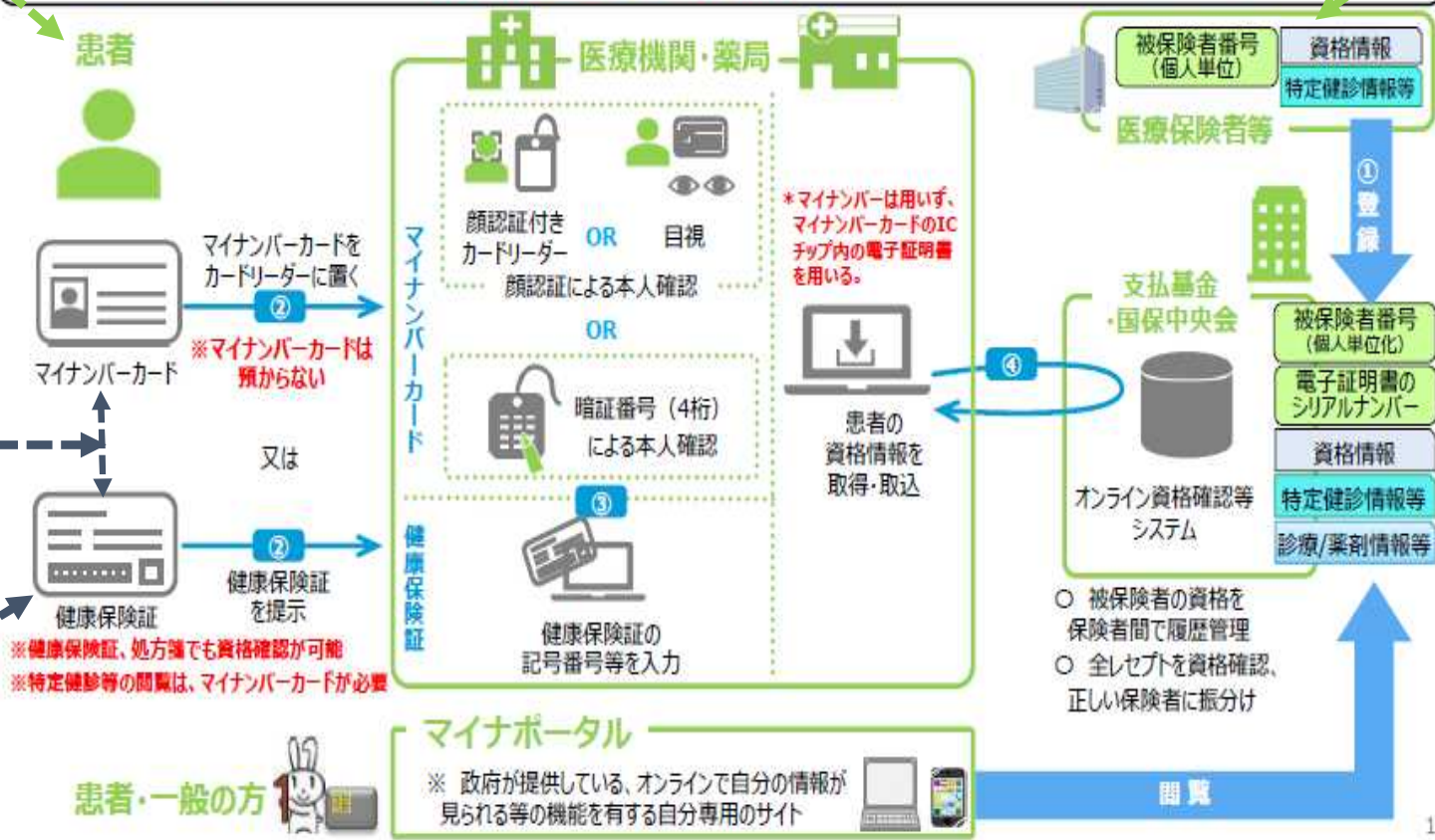
2 最近の動き

日付	発表等	内容
R4.10.13	記者会見	河野デジタル担当大臣が、2024年秋を目途に保険者による被保険者証の新規発行を廃止し、マイナンバーカードの「マイナ保険証」に切り替える方針を表明
R5.1.6	厚生労働省へ状況確認	・河野デジタル担当大臣の記者会見のとおり、原則廃止の方針で進めている。 ・各種関係法令等を改正する予定（時期未定）

オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について <概要>

1. オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
 - ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



- 保険者(各市町)**
- 被保険者番号を個人単位化した新被保険者証の交付
 - 資格情報の登録
 - 特定健診情報等の登録
- (2020(令和2)年度35/35市町対応済)

- 留意事項**
- マイナンバーカードやそのICチップに情報を保存されるわけではない。
 - 健康保険証でも資格確認は可能だが、特定健診等の閲覧は、マイナンバーカードが必要

患者(県民)

- マイナ保険証登録

<目標案>

2022(令和4)年10月時点
市町国保平均22.3%
↓
2023(令和5)年度60%以上

国

- 2024(令和6)年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す。
- 保険証の原則廃止**を目指す。(時期未定)

【経済財政運営と改革の基本方針2022(閣議決定2022.6.7)】

国 オンライン資格確認の原則義務化(2023(令和5)年4月～)

出典：厚生労働省資料を県国保課が加工

改定前		
第7章 国保事業の広域的及び効率的な運営		
(略)		
1 被保険者証 (現状等)		
被保険者証については、2020年8月から全市町において、被保険者や医療機関等の利便性向上のため、被保険者証と高齢受給者証の一体証を交付している。		
(取組)		
県は、国が推進するマイナンバーを活用したオンライン資格確認に向けて市町の取組を支援する。		
市町は、オンライン資格確認に必要なシステム変更、被保険者に対するマイナポータルでの初回登録の勧奨等、体制整備の準備を進める。		
(目標)		
評価指標	現状 (2019年度)	目標 (2023年度)
被保険者番号を個人単位化した新被保険者証を交付する市町	なし	35/35

改定後		
第7章 国保事業の広域的及び効率的な運営		
(略)		
1 <u>マイナンバーカードの被保険者証利用 (マイナ保険証)</u> (現状等)		
国が推進するマイナンバーを活用したオンライン資格確認に向けて、2020年10月から全市町において、被保険者番号を個人単位化した新被保険者証の交付を開始している。		
国は、オンライン資格確認と併せて、 <u>マイナンバーカードの被保険者証利用 (マイナ保険証) を推進しており、2024年秋に現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化する方針を示している。</u>		
(取組)		
県は、 <u>国が示すマイナ保険証一本化の方針に沿って、国からの通知や情報、他都道府県や県内市町における先進的な取組の提供等により、市町の取組を支援する。</u>		
市町は、 <u>庁内関係部署と連携し、マイナンバーカードの普及と併せて、被保険者のマイナ保険証登録を促進する。</u>		
(目標)		
評価指標	現状 (2022年度)	目標 (2023年度)
<u>マイナンバーカードの被保険者証利用 (マイナ保険証) 登録率 (※) 60% 以上達成市町</u>	<u>1/35</u>	35/35
※各市町にてマイナ保険証登録をした被保険者数/各市町の被保険者数		

備考 改定箇所は、下線が引かれた部分である。

第7章「5市町村事務処理標準システムの活用」の見直し

(要旨)

- 平成30年度の国保制度改革に伴い、市町村における国保事務の標準化等を支援するため、国が構築した「市町村事務処理標準システム」(標準システム)の導入が推奨されており、県国保運営方針の目標に「標準システムの導入市町」を設定し、市町におけるシステム導入を促進してきた。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、国は、国保を含む地方公共団体の基幹業務について、令和7年度までに国が定めた基準に適合するシステム(標準準拠システム)を利用することとし、その後の法整備により利用が義務化された。
- 県は、市町における標準準拠システムの導入を支援することとする。

1 変更箇所

項目	変更前	変更後
(取組)	標準システムの導入に向けた市町の取組支援等	標準準拠システムの導入に向けた市町の取組支援等
(目標)	国が推奨する「標準システムの導入市町」の数 目標値： <u>18/35(半数以上)</u>	国により義務化された「標準準拠システムへの移行を決定した市町」の数 目標値： <u>35/35(全市町)</u>

2 変更後の評価指標「標準準拠システムへの移行を決定した市町」の設定理由

- 国において、令和7年度末までに、標準準拠システムの導入が義務化された。
- 国保における標準仕様書が、令和4年8月末に公開されたことを踏まえ、令和7年度末までに標準準拠システムの導入を完了させる必要がある。

3 その他

- 先行の標準システムについても順次改修が行われ、標準準拠システムの1つになる予定である。
- 令和5年度に予定している次期運営方針改定作業においては、国の運営方針ガイドライン等を参考に、再度検討することとする。

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

統一・標準化
目標時期：2025(令和7)年度

ガバメントクラウド
(デジタル庁等が構築)

標準仕様書

ガバメントクラウド上に
構築されたアプリケーション
= **標準準拠システム**に移行

A社が
構築した
国保アプリ
ケーション

B社が
構築した
国保アプリ
ケーション

標準仕様書に
従って改修され
た
**「市町村事務
処理標準シ
ステム」**

市町が選択し、調達・利用

基幹業務システムを利用する
原則全ての各市町が
これらのアプリケーションを選択し利用

出典：デジタル庁資料(R4.10)を県
国保課が加工

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。

② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。

④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

ガバメントクラウド



共通的な基盤・機能
(IaaS, PaaS, SaaS)



回線

システムの標準化・共通化に関する主な経緯

H30.4 国民健康保険健康保険において「市町村事務処理標準システム」導入を開始

✓ 市町は既存システムの更新時期等を考慮し、導入について検討

R2.7.17 経済財政運営と改革の基本方針2020（「骨太の方針2020」）閣議決定

✓ 国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化の早急な推進の決定。
・地方制度調査会の答申を踏まえた法制上の措置、財源面を含めた国の主導的な支援 等

R2.12.25 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画2020 閣議決定

✓ 標準化対象となる17業務の決定、標準仕様書の作成時期、標準化への移行の目標時期（令和7年度）等を決定。
・地方公共団体の業務システムの標準化・共通化及び「（仮称）Gov-Cloud」活用についての工程表

こ

R3.5 デジタル5法案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定（R3.9.1施行）

✓ 地方公共団体に、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけ

R3.6.18 デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定

✓ 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務を標準化対象事務に加えることを検討すること等を決定

R3.12.24 デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 閣議決定
標準化対象事務を定める政令 閣議決定

R4.1.4 標準化対象事務を定める政令及びデジタル庁令・総務省令の公布・施行

R4.夏 地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】 決定

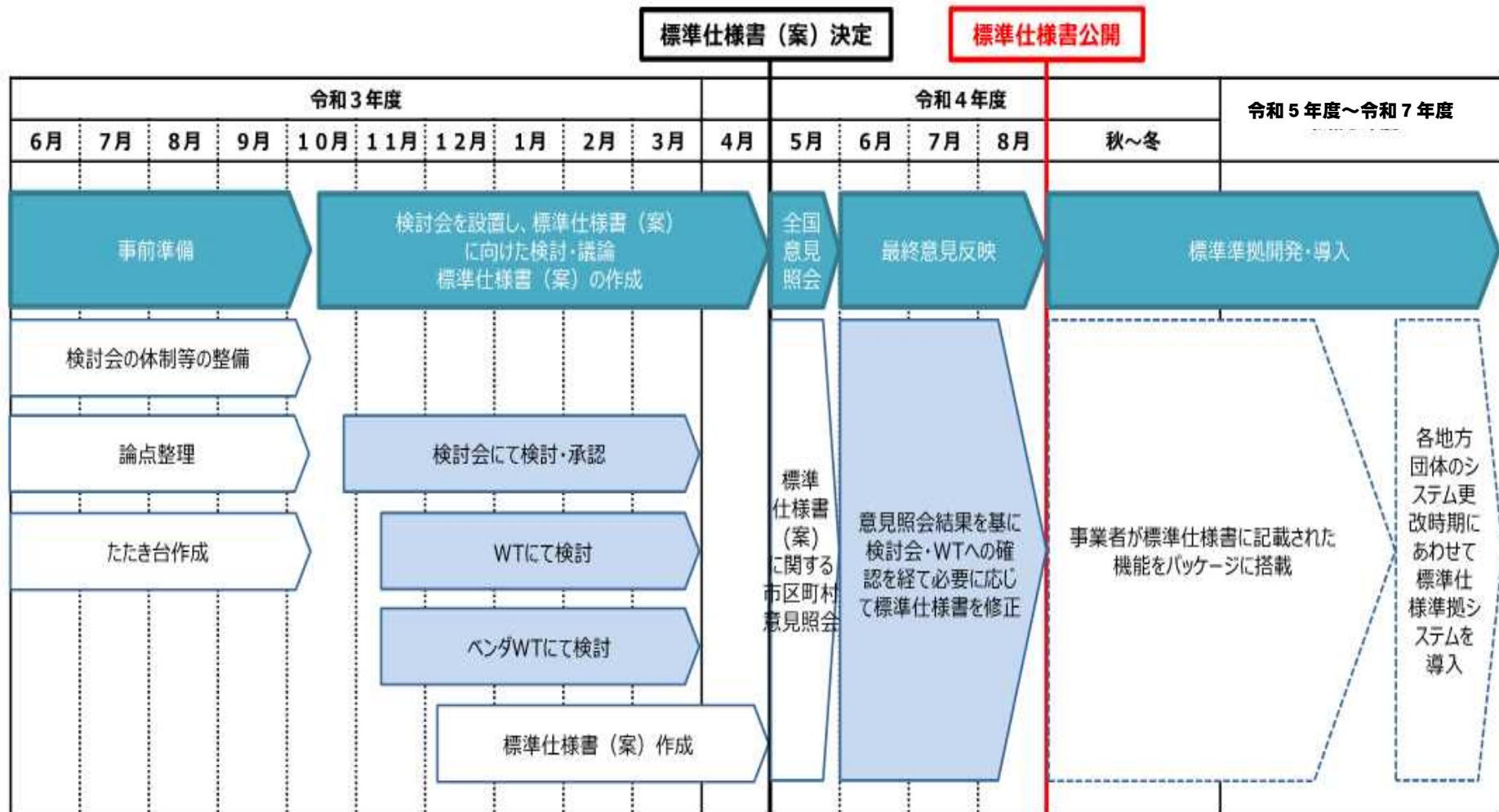
R4.8 「国民健康保険システム標準仕様書」公表

✓ 市町は仕様書を踏まえ、国の手順書を参考に令和7年度末までに標準準拠システムへ移行

〔 出典：総務省資料を県国保課が加工 〕

国民健康保険制度におけるシステムの標準化対応について

- 国民健康保険における標準仕様書については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月閣議決定）に基づき、令和4年8月末に公開された。
- 市町村においては、標準仕様書が公開されたことを踏まえ、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」等を参考にしながら、令和7年度末（2025年度末）までにシステムの標準準拠対応に関する作業を完了させる必要がある。
- 全体スケジュールは以下のとおり。



改定前		
第7章 国保事業の広域的及び効率的な運営		
(略)		
5 <u>市町村事務処理標準システムの活用</u>		
(現状等)		
<u>国は、市町村事務の効率化や標準化、広域化を支援するため、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）を構築し、無償で配布しており、県内では1町が導入している。</u>		
(取組)		
<u>県は、標準システムに関する説明会の実施等の支援を行う。</u>		
<u>県及び市町、国保連は、標準システムの導入及び共同利用（クラウド化）について協議し、市町の既存のシステムの更新時期等を考慮しながら、標準システムの活用を検討する。</u>		
(目標)		
評価指標	現状（2019年度）	目標（2023年度）
標準システムの導入市町	1/35	18/35（半数以上）

改定後		
第7章 国保事業の広域的及び効率的な運営		
(略)		
5 <u>標準準拠システムの導入</u>		
(現状等)		
<u>2020年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、国保を含む地方公共団体の基幹業務システム（17業務。その後20業務に拡大）については、2025年度末までに、国が定めた基準に適合するシステム（以下、「標準準拠システム」という。）を利用することとされ、2022年8月末に「国民健康保険システム標準仕様書」が公開された。</u>		
<u>なお、2018年度の国保制度改革に伴い、国が導入を推進してきた「市町村事務処理標準システム」についても、本標準仕様書の公開を受けて順次改修が行われ、標準準拠システムの1つになる予定である。</u>		
(取組)		
<u>県は、国からの通知や情報を市町に提供し、市町における標準準拠システムの導入を支援する。</u>		
<u>市町は、標準仕様書の内容を踏まえた上で、事務フローの見直し、システムの選定、移行作業等を行い、2025年度末までに標準準拠システムを導入する。</u>		
(目標)		
評価指標	現状（2022年度）	目標（2023年度）
<u>2025年度末までに標準準拠システムへの移行を決定した市町</u>	二	35/35

備考 改定箇所は、下線が引かれた部分である。

第1章 基本的事項

1 国民健康保険運営方針の趣旨

静岡県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、県が市町とともに行う国民健康保険（以下「国保」という。）の安定的な財政運営並びに国保事業の広域化及び効率化の推進を図るために、県が策定する国保事業の運営に関する方針である。

2018年度以降は、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町が地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による保険税を含む。第3章3を除き、以下同じ。）率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等の事業を引き続き担うこととされている。

県と市町が各々の立場から役割分担しつつ、被保険者の公平性を確保する観点を踏まえ、保険者としての事務を共通認識の下で実施するため、運営方針では、「国保の医療に要する費用及び財政の見通し」「保険料の標準的な算定方法」「保険料の徴収の適正な実施」「保険給付の適正な実施」「医療に要する費用の適正化の取組」「国保事業の広域的及び効率的な運営」「保健医療サービスに関する施策等との連携」「関係市町相互間の連絡調整等」について定めることとする。

県は市町とともに、運営方針を基に、2018年度からの新たな国保制度を将来にわたって持続可能で、県民が安心して医療を受けられる制度とするよう取り組む。

2 運営方針の位置付け

運営方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第82条の2に基づくものである。

3 対象期間等

（1）対象期間

運営方針の対象期間は、2021年4月1日から2024年3月31日までとする。ただし、対象期間中であっても、国保の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

（2）策定年月日

2017年12月27日策定

2019年3月27日改定

2021年2月1日改定

2023年〇月〇日改定

第5章 保険給付の適正な実施

3 第三者行為求償事務の強化に資する取組

(現状等)

交通事故や犬咬みなどの第三者の不法行為によって生じる第三者行為求償事務の対象となる事案について、市町は被保険者からの届出により把握している。しかし、被保険者は交通事故等による受傷であっても届出しないことがある。2016年4月、県内の全市町は、第三者行為の事案把握のため、交通事故に係る損保関係団体との覚書を締結した。また、県では、2016年度、消防長会に対し、市町への救急搬送記録の提供を依頼している。

なお、全市町において、第三者行為求償事務に係る損害賠償請求事務を国保連に委託している。

(取組)

県は、各市町の数値目標や取組事例を収集し、市町との情報共有を図る。また、国保連と協力し、市町が行う求償事務の取組を支援する。そのため、消防、保健所等の関係機関との連携体制の構築や連携強化に取り組む対象となる事案の情報を有する機関に対し、市町への提供を依頼するなどにより、市町が行う求償事務の取組を支援する。

市町は、管理職を含む担当職員が当該事務の重要性を理解し、被保険者による傷病届の早期の提出割合被害届の自主的な提出率などの目標を定め、早期にかつ的確に第三者行為の事案を把握した上で、個別の求償事務に取り組む。

国保連は、市町から損害賠償請求事務を受託するとともに、県と協力して研修会を実施するなど、市町への支援を強化する。

(目標)

評価指標	現状(2021/2018年度)	目標(2023年度)
国が示した4指標(※)の目標値を達成した市町	1/35	18/35(半数以上)
必須指標(※)の目標数値を達成した市町	8/35	

※ 2021年8月に国が新たに示した4指標について、各市町がそれぞれ年度ごとの目標値を設定する。

その指標は、「被保険者による傷病届の早期の提出割合(国保適用開始から60日以内の提出率)」「保険者による勧奨の取組の効果(勧奨後30日以内の提出率)」「市町村における傷病届受理日までの平均日数」「レセプトへの「10.第三」の記載率」である。

※①被害届の自主的な提出率、②被害届受理日までの平均日数—についての年度ごとの目標

第7章 国保事業の広域的及び効率的な運営

市町が行う事務には、国保連への委託などにより共同で事務を実施することや県が基準等を示すことにより、経費の削減や事務処理の迅速化が図られるものがある。本章では、広域的及び効率的な国保事業の運営をするための取組を定める。

1 マイナンバーカードの被保険者証利用（マイナ保険証）被保険者証

（現状等）

国が推進するマイナンバーを活用したオンライン資格確認に向けて、2020年10月から全市町において、被保険者番号を個人単位化した新被保険者証の交付を開始している。

国は、オンライン資格確認と併せて、マイナンバーカードの被保険者証利用（マイナ保険証）を推進しており、2024年秋に現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化する方針を示している。

~~被保険者証については、2020年8月から全市町において、被保険者や医療機関等の利便性向上のため、被保険者証と高齢受給者証の一体証を交付している。~~

（取組）

県は、国が示すマイナ保険証一本化の方針に沿って、国からの通知や情報、他都道府県や県内市町における先進的な取組の提供等により、市町の取組を支援する。

市町は、庁内関係部署と連携し、マイナンバーカードの普及と併せて、被保険者のマイナ保険証登録を促進する。

~~県は、国が推進するマイナンバーを活用したオンライン資格確認に向けて市町の取組を支援する。~~

~~市町は、オンライン資格確認に必要なシステム変更、被保険者に対するマイナポータルでの初回登録の勧奨等、体制整備の準備を進める。~~

（目標）

評価指標	現状(20222019年度)	目標(2023年度)
<u>マイナンバーカードの被保険者証利用（マイナ保険証）登録率（※）60%以上達成市町</u> <u>被保険者番号を個人単位化した新被保険者証を交付する市町</u>	<u>1/35</u> <u>なし</u>	35/35

※各市町にてマイナ保険証登録をした被保険者数/各市町の被保険者数

5 標準準拠システムの導入 市町村事務処理標準システムの活用

(現状等)

2020年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、国保を含む地方公共団体の基幹業務システム（17業務。その後20業務に拡大）については、2025年度末までに、国が定めた基準に適合するシステム（以下、「標準準拠システム」という。）を利用することとされ、2022年8月末に「国民健康保険システム標準仕様書」が公開された。

なお、2018年度の国保制度改革に伴い、国が導入を推進してきた「市町村事務処理標準システム」についても、本標準仕様書の公開を受けて順次改修が行われ、標準準拠システムの1つになる予定である。

国は、市町村事務の効率化や標準化、広域化を支援するため、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）を構築し、無償で配布しており、県内では1町が導入している。

(取組)

県は、国からの通知や情報を市町に提供し、市町における標準準拠システムの導入を支援する標準システムに関する説明会の実施等の支援を行う。

市町は、標準仕様書の内容を踏まえた上で、事務フローの見直し、システムの選定、移行作業等を行い、2025年度末までに標準準拠システムを導入する。

県及び市町、国保連は、標準システムの導入及び共同利用（クラウド化）について協議し、市町の既存のシステムの更新時期等を考慮しながら、標準システムの活用を検討する。

(目標)

評価指標	現状(2022/2019年度)	目標(2023年度)
2025年度末までに標準準拠システムへの移行を決定した市町 標準システムの導入市町	二 1/35	35/35 18/35(半数以上)